

地方自治にかかわる判例動向研究51

最高裁第三小法廷令和3年12月21日判決
— 使途基準に反する支出が収支報告書に計上された事案における
政務活動費の返還義務 —

宮 尾 亮 甫

【事案の概要】

本件は、岡山市内に所在する特定非営利法人（原告・控訴人兼附帯被控訴人・被上告人）Xが、市議会の複数の会派A及びBが平成27年度に交付を受けた政務活動費に関し、「岡山市議会の各会派に対する政務活動費に関する条例」（以下、「本件条例」）の定め（経費に関する定め、以下、「本件使途基準」）に適合しない違法な支出がなされているから、各会派はこれを不当利得として市に返還すべきであるにもかかわらず、岡山市長Y（被告・被控訴人兼附帯控訴人・上告人）はその返還の請求を違法に怠っているとして、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、同市長を相手に、各会派に対して不当利得返還の請求をすることを求めた事案である。事案の経過は以下の通りである。

岡山市は、平成27年度において、岡山市議会の会派A（平成27年4月1日から市議会の議員の任期が満了した同月30日まで市議会の会派）に、本件条例に基づき、平成27年度4月分の政務活動費（13万5000円）を、会派B（平成27年5月に結成。同月から平成28年3月31日まで市議会の会派）に同年5月分から同28年3月分までの政務活動費をそれぞれ交付した。

会派Aは、平成27年4月分の政務活動費（広報費）として、所属議員が発行した報告紙1万部の印刷代14万0940円（以下、「本件印刷代」）を支出した。会派Aの収支報告書における支出額は、15万3468円（本件印刷代を含む）であった。その後会派Aは、平成28年6月15日に、岡山市に対し、5万2002円を返還した（以下、「本件返納」）。

会派Bは、平成27年5月以降分の政務活動費（研修費等）として、所属議員が代表を務

める団体が主催した市民自治講座に関する費用5万0600円（以下、「本件講座費用」）を支出した（事実審におけるYの主張）。

市議会の議長は、平成28年4月30日までに、会派Aの平成27年4月分の政務活動費に係る収支報告書及び会派Bの平成27年5月以降分の政務活動費に係る収支報告書の提出を受けた。会派Bの収支報告書によると、収入額は合計445万5000円、支出額は合計451万7612円であり、自己負担分が存在した。

第1審（岡山地判令元. 10. 30）は、本件各支出と政務活動との間の合理的関連性の有無について検討し、原告の請求を一部認容した。原審（広島高岡山支判令2. 9. 10）は、本件印刷代の全額及び本件講座費用の一部が本件用途基準に適合しないとした上で、会派Aに係る請求を全部認容、会派Bに係る請求のうち平成27年5月以降分の政務活動費に係るものを一部認容した。

これに対して、Yが上告受理の申立てをしたところ、最高裁第三小法廷は、本件を受理した上で、判旨の通り判断して、原判決中上記各請求に関する部分を破棄、会派Aに係る請求の認容額を7万0470円に減額（自判）するとともに、会派Bに係る請求につき事件を原審に差し戻す旨の判決をした。

【判 旨】

1 会派A及び会派Bに対する不当利得返還請求の成否

(1) 不当利得返還請求権の成立要件

「本件条例等の定めの下では、本件条例に基づいて交付された政務活動費について、その収支報告書上の一部が本件用途基準に適合しないものであっても、当該年度において、収支報告書上の支出の総額から実際には存在しないもの及び本件用途基準に適合しないものの額を控除した額が政務活動費の交付額を下回ることでない場合には、当該政務活動費の交付を受けた会派は、市に対する不当利得返還義務を負わないものと解するのが相当である（最高裁平成29年（行ヒ）第404号同30年11月16日第二小法廷判決・民集72巻6号993頁参照）。」

(2) 会派Aの不当利得返還義務

「会派Aに交付された平成27年4月分の政務活動費については、会派Aの収支報

告書上の支出の一部である本件印刷代14万0940円が本件使途基準に適合しないところ、上記支出の総額15万3468円から本件印刷代を控除した額が1万2528円となり、交付額13万5000円を12万2472円下回る。そうすると、会派Aは、上記12万2472円から本件返納の額5万2002円を控除した7万0470円の限度で、市に対する不当利得返還義務を負うにとどまるものと解すべきである。」

(3) 会派Bの不当利得返還義務

「原審で上告人が主張した会派Bの収支報告書の内容を前提とする、会派Bに交付された平成27年5月以降分の政務活動費については、収支報告書上の支出の総額451万7612円から本件使途基準に適合しないと判断される2万5300円を控除した額が449万2312円となり、交付額445万5000円を下回らない。そうすると、…会派Bが不当利得返還義務を負うとはいえないこととなる。」

2 宇賀裁判官の補足意見

最二小判平成30年11月16日（以下、「平成30年最判」）は、「議員が政務活動費として支出したと主張した支出が架空支出であったと認められた事案であったが、平成30年最判によれば、当該事案と同様の定めが設けられている条例の下では、架空支出についても不当利得返還請求ができなくなる場合があり得ることになる。また、本件や平成30年最判の事案のように、会派に対してのみ政務活動費が支払われた場合、架空支出のみ又は違法な支出のみを行い適法な支出を一切行わなかった議員であっても、当該議員が所属する会派全体の適法な支出額が当該会派に交付された政務活動費の額以上であれば、当該議員の架空支出や違法支出を住民訴訟で問責することはできないことになる。

他方、政務活動費の返還に関しては、本件条例や平成30年最判における条例とは異なる内容の規定を設けている条例もある。例えば、目黒区政務活動費の交付に関する条例（平成13年目黒区条例第5号）は、本件条例8条と同様の規定に加えて、区長において、政務活動費を充てることのできる経費の範囲外の支出の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができると定めている（14条2項）。東京都政務活動費の交付に関する条例（平成13年東京都条例第24号）は、剰余金の返還に関する規定（12条）のほか、使途基準に違反して政務活動費が使用されたときは、知事において、その交付の決定の全部又は一部を取り消すことができ（13条1項）、その場合、既に政務活動費が交付されているときは、知事において、その取消しに係る部分の返還を命じなければならない

と定めている（14条）。また、京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例（平成27年京丹後市条例第25号）は、政務活動費の実績の報告があったときは議長がその内容を審査し（10条5項）、市長が政務活動費の額を確定して支払い（11条、12条）、支払後に、議長において、偽りその他不正な手段により交付を受けたと認めるときその他同条例及び関係規則に違反していると認めるときは、その旨の報告を受けた市長において、政務活動費の交付の決定を取り消し、既に政務活動費が交付されているときは、会派又は無会派議員に対し当該政務活動費の返還を命ずると定めている（13条）。

このような条例の規定が設けられている場合には、本件や平成30年最判のような事実関係の下でも、所定の機関において、使途制限に適合しない支出の額に相当する部分について返還を命ずるなどの対応をとることが可能となり得る。本判決や平成30年最判は、このような条例に基づく対応まで否定する趣旨を含むものではないと考える。」

【検 討】

I 先行判例と学説

本件は、地方自治法100条14項に基づく政務活動費の交付に関する条例により政務活動費の交付を受けた会派が、使途基準に反する支出に相当する額の不当利得返還義務を負うかが争われた事案である。

政務活動費の不正使用等をめぐる住民訴訟は、政務活動費等の交付を受けた会派又は議員に対して不当利得返還請求権又は損害賠償請求権を行使しないことを違法として、地方公共団体の長に対して、当該請求権を行使するよう義務付ける4号訴訟であることが多い。その他に、不当利得返還請求権又は損害賠償請求権の行使を怠る事実の違法の確認を求める3号訴訟がある。また、不当利得返還請求権を選択する例が多いとされている⁽¹⁾。そうした住民訴訟においては、政務活動費の個々の支出の使途基準適合性について争われることが多かった。ところが、不当利得返還請求権の発生要件については「さほど注目されてこなかった」⁽²⁾。そのような状況の中で、本判決が引用する平成30年最判において、政務活動費の支出が架空のものであることを前提として、その上で不

(1) 福渡祐貴「政務活動費をめぐる住民訴訟上の諸問題」判タ1440号71頁。寺田友子『住民訴訟判例の研究』（成文堂、2012年）176頁以下。

(2) 池原桃子「時の判例」ジュリ1537号（2019年）97頁。

当利得返還義務の成否が争点となった。

通常、交付された政務活動費等のうち、使途基準に適合する支出に充てていない部分がある場合には、その部分については、法律上の原因に基づかない利得として、返還すべき性質のものである。そうすると、使途基準に適合する収支報告書上の支出の総額が政務活動費等の交付額を上回っている場合には、基本的には、交付された政務活動費等のうち使途基準に適合する支出に充てられていない部分は存在しないと考えられるため、法律上の原因に基づかない利得があるとは認められない。次に、このような場合であっても、架空支出のように、違法な支出のために取得された（と考えられる）政務活動費等が法律上の原因に基づかない利得であると評価可能であるか否かが問題となる。

平成30年最判は、神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例（以下、「神奈川県条例」）などに基づき支給された政務活動費について、「その収支報告書上の支出の一部が実際には存在しないものであっても、当該年度において、収支報告書上の支出の総額から実際には存在しないもの及び使途基準に適合しないものの額を控除した額が政務活動費等の交付額を下回ることでない場合には、当該政務活動費等の交付を受けた会派又は議員は、県に対する不当利得返還義務を負わない」とした。

如上の結論の論拠として、同判決は、①神奈川県条例が政務活動費を月1回の概算払いとし、使途の妥当性については翌年度に事後検証する仕組みを採用していること（支出ごとに事後的に使途基準適合性を審査し、適合性が認められれば給付がなされる精算払いの仕組みや、年度終了後に当該年度の支出全体を通じて不正支出の有無を判定する仕組みを採用していない）、②同条例は支出が収入を上回ることを禁じておらず、個々の支出と政務活動費の対応関係を特定することも求めている、という2点を挙げる。このような判断は、政務活動費の支出全体から特定の支出のみを抽出し、それが使途基準に適合しない場合には直ちに当該支出の金額に対応する不当利得返還義務の成立を肯定するという原審の発想を否定するものである⁽³⁾。

しかし、使途基準に適合する用途への支出総額が政務活動費の収入総額を上回る場合にはおよそ不当利得返還義務が成立しないとする平成30年最判に対しては、学説において疑問が示されていた。それは、住民訴訟によって政務活動費等の不正使用の事実を明らかにすることが困難となり、透明性確保が困難となるからである（住民訴訟の適法性

(3) 土井翼「判批」令和元年度重要判例解説ジュリ1544号（2020年）51頁。

統制機能を重視する考え方)⁽⁴⁾。一方で、「住民監査請求や住民訴訟は、本来は地方公共団体の長や職員による財務会計行為の違法を追及するための制度であるから」政務活動費等の不正使用の責任を追及するためには、「議会や会派において自律的に調査等を行うなど」の方策があるとする見解⁽⁵⁾や、住民訴訟の適法性統制機能の弱体化という批判は同「判決の論理からは外在的なものとどまる」として、既存の条例の見直しを提唱する見解⁽⁶⁾などが存在する。後者の見解に対しては、架空支出の収支報告書計上は、通常残余金の返還を免れようとする意図があつて行うものであるため、このような場合には、架空支出の悪質性に鑑み不当利得を認める余地もあるとの批判が提起され得る⁽⁷⁾。

II 本判決の分析

1 本判決の意義

本判決は、平成30年最判の判断枠組みに従い、各会派が当該年度において支出の総額から本件使途基準に適合しないものの額を控除した額が政務活動費の交付額を上回る場合には、不当利得返還義務を負わないと判断した。したがって、本判決は、「事例判断」であり⁽⁸⁾、先例的意義は大きくない。

それにもかかわらず、本判決には、①政務活動費の不当利得返還請求権の成立要件及び審査手法に関して、裁判実務上の影響がある点と、②政務活動費の適法性確保の方法に関して、立法論的な意義を有するという2点の意義が認められる。

2 不当利得返還義務の成立要件

本判決は、判旨1(1)において、不当利得返還義務の成立要件の一般論を展開する。この判断枠組みに従えば、使途基準に適合する支出の総額が交付総額を上回る場合には、たとえ使途基準に適合しない支出や不正使用があつたとしても、交付を受けた会派には不当利得返還義務は生じない。

(4) 大脇成昭「判批」民商法155巻4号(2019年)844頁、甲斐素直「判批」地方財務(2020年)6月号197頁、野口貴公美「判批」法教463号(2019年)132頁。

(5) 前掲注(2)・池原99頁。

(6) 前掲注(3)・土井51頁。条例や地方自治法の改正を示唆する見解として、宇賀克也『地方自治法【第9版】』(有斐閣、2022年)401頁、米田雅弘「判批」法教499号(2022年)100頁。

(7) 田中孝男「判批」判評737号114頁。

(8) 鈴木崇弘「判批」新・判例解説Watch行政法No.224・2頁。

この判断は、判旨から明らかなように、平成30年最判に依拠したものである。本判決が同判決に依拠したことは当然であった。その理由は、平成30年最判で問題となった神奈川県条例と本件条例が共に、政務活動費の残余について返還義務を定めるにとどまるなど構造上類似しているからである⁽⁹⁾。すなわち、神奈川県条例は、年度ごとに行われる交付決定に基づいて、一定期間ごとに一定額を交付し、年度末に収支報告、精算を行った上で、交付額から適法な支出額を控除して残余がある場合に返還義務を生ずるという構造であった。つまり、同条例は、政務活動費の交付を具体的な支出に対応させて、その都度交付するのではなく、概算払い方式を採用するという仕組みであった。また、返還に関する規定につき、残余について返還義務を定める規定とは別に、使途基準に反した支出があると認められる時は、地方公共団体の長がその支出の額に相当する額の返還を求めるとする規定や、使途基準に反して使用したときは交付決定を取り消し、返還を命じなければならないとする規定はなかった。そして、このような神奈川県条例と同趣旨の条例がある場合には、平成30年最判の射程が及ぶと考えられていた⁽¹⁰⁾。したがって、神奈川県条例と同趣旨の本件条例の下で下された本判決が、平成30年最判に依拠して判断したことは当然であった⁽¹¹⁾。

また、本判決は、使途基準に反する支出の場合と架空支出の場合とで、不当利得返還義務の成立要件について別異に解する理由もなかった。確かに、本判決は、ある会派の所属議員の支出が実際には存在するが使途基準に反する違法な支出であった事案であるのに対して、平成30年最判は、議員が政務活動費として支出したと主張した支出が架空支出であったと認められた事案であり、両者の事案には若干の相違はある。しかし、平成30年最判は、実際には存在するが使途基準に適合しない支出と実際には存在しない架空支出とを区別しない立場を採る⁽¹²⁾。加えて、本件条例や神奈川県条例は両者を区別しない。したがって、両者を区別して平成30年最判と異なる判断をする必要はなく、本判決が平成30年最判に依拠したことは当然であったと考えられる。

(9) 政務活動費交付条例の基本的骨格部分が似通ったものとなることについて、妹尾克敏「自治体議会における『政務活動費』に関する一考察」松山大学論集第30巻4-2号(2018年)252頁。

(10) 前掲注(2)・池原99頁、前掲注(3)・土井51頁、若狭愛子「判批」判自459号(2020年)83頁。

(11) 前掲注(8)・鈴木3頁。

(12) 前掲注(4)・大脇840頁。

3 不当利得返還義務の存否の審査方法

平成30年最判及び本判決により、本件のような政務活動費の不当利得返還訴訟における不当利得返還義務の存否の審査方法が確立された。平成30年最判以前の下級審の判例傾向は、個々の支出の適法性を判断し、使途基準に適合しない、あるいは、架空支出であると認められた支出の総額に不当利得返還義務が成立するとしてきた。

ところが、平成30年最判以後の下級審裁判例においては、個別の支出の適法性を判断することに加えて、交付総額と支出総額等を考慮して不当利得として返還すべき額を検討するという手法が採られている⁽¹³⁾。したがって、平成30年最判及び本判決により、政務活動費の交付を受けた会派に対する不当利得返還請求権（義務）の存否は、2段階の審査を経て確定される。第1段階では、個別の支出の適法性の審査が行われる。この段階では、収支報告書上の支出の一部が使途基準に適合しないこと、ないし、実際には存在しない架空支出（法律上の原因の欠如と利得の発生）が審査される。もっとも、第1段階については、これまでの下級審裁判例の多くが採ってきた手法である。これに対して、平成30年最判及び本判決が解釈を示したのは、第2段階である。第2段階では、支出総額と交付総額を考慮して不当利得額が検討される。この段階においては、収支報告書上の支出の総額から架空支出及び使途基準に適合しないものの額を控除した額が交付額を下回るか否かが審査される（損失の発生と利得との因果関係の存在）。ただし、第2段階での審査の結果、適法な支出総額が交付総額を上回る場合には、第1段階の審査を経るまでもなく、不当利得返還請求権は発生しないと判断がなされる。すなわち、第2段階の審査は、第1段階で審査されるべき不当利得返還額の範囲を画する機能を持つ⁽¹⁴⁾。

このように、平成30年最判及び本判決は、上記の第2段階についての解釈を示したことに意義がある。そして、こうした判断枠組みは、政務活動費に係る不当利得返還訴訟における判断方法として用いられる点で、裁判実務上の影響があると考えられる⁽¹⁵⁾。ここで注意を要するのは、平成30年最判に対しては、不当利得の範囲ないし額を画す

(13) 平成30年最判を引用して、このように判断する裁判例として、名古屋高裁金沢支判令3.6.23。

(14) 土井翼「判批」判例秘書ジャーナル（文献番号H J 00138）6頁。

(15) なお、前掲注(14)・土井7～9頁は、下級審の判例傾向が、平成30年最判を無視しており、本判決はこのような下級審裁判の状況に対して、あらためて平成30年最判が示した審査手法に従うべきことを「念押しするという性質を帯び」たものであると評する。

るために下級審裁判例で採用されてきた按分方式⁽¹⁶⁾を「黙示的に否定するもの」との評価⁽¹⁷⁾がなされてきた点をどのように考えるかということである。こうした理解に対しては、平成30年最判及び本判決は、按分方式の許否について第1段階と第2段階が独立の問題であることから「中立的」⁽¹⁸⁾であるとの評価や、本判決が按分方式に基づいて返還額の対象を認定した原審を前提としていることから、「按分方式を前提に議論することを是認している」⁽¹⁹⁾との理解が示されている。後者の理解に関して、実際、平成30年最判以後に出された下級審判決の中にもこのような理解を示すものがある⁽²⁰⁾。もっとも、本件は、会派Bによる研修費等の支出の全額が用途基準に適合しないとしても支出総額が交付総額を上回る事案であるため、そもそも按分方式の採否が結論を左右するものではない。結局、平成30年最判も本判決も、第2段階の解釈を示したものに過ぎず、按分方式の許否については何も述べていないため、その「許否はなお開かれている」⁽²¹⁾。

以上の判断枠組みを踏まえて、本判決は、原審の判断を変更した。会派Aについて、原審は、本件印刷代の14万0940円が本件用途基準に適合しないとした上で、本件印刷代から本件返納の額5万2002円を控除した8万8938円につき不当利得を認めた。これに対し、本判決は、会派Aに交付された平成27年4月分の政務活動費については、収支報告書上の支出総額15万3468円から用途基準に適合しない本件印刷代14万0940円を控除した額が1万2528円となり、交付総額13万5000円を12万2472円下回るから、会派Aは、同額から本件返納の額5万2002円を控除した7万0470円限度で、市に対する不当利得返還義務を負うとした。また、会派Bについて、原審は、(Yが収支報告書の内容を主張したにもかかわらず)収支報告書上の支出総額から本件用途基準に適合しないもの等の額を控除した額が交付額を下回るか否かを検討せず、本件用途基準に適合しないとされる支出が2万5300円であると認められることから直ちに、会派Bが不当利得返還義務を負うと判断していたから、本判決は原審の判断には法令違反があるとして、差し戻す旨の判決をした。なお、本判決は、会派Bに係る請求については、

(16) 政務活動に係る支出を政務活動費等とそれ以外の自己負担分などに按分して不当利得を判断する手法をいう。

(17) 前掲注(4)・大脇840頁。

(18) 前掲注(14)・土井6頁。

(19) 前掲注(8)・鈴木3頁。

(20) 例えば、東京地判平31.3.22。

(21) 前掲注(14)・土井7頁。

会派Aに係る請求とは異なり、原審において収支報告書の内容等の事実が確定されていないことから、民事訴訟法320条及び321条に従い、事件を原審に差し戻したと考えられる。

4 政務活動費の適法性確保のあり方

平成30年最判の射程は、第1に、概算払い方式の交付方法を採用する条例がある場合に及ぶ。概算払い方式は、毎月定額を議員・会派に交付し、支出した額を後日精算するという仕組みである（支出の度に使途基準適合性を審査しない仕組み）。裏を返せば、後払い制（精算払い制）を採る条例の場合には、本判決の射程外となる。後払い制は、年度終了後の実績額による支払い方式をいうが、この方法は、事前になされた個々の支出の使途基準適合性を交付時に審査するものだからである。こうした例としては、宇賀補足意見が挙げる京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例がある。第2に、交付額を超える支出の計上が認められており、かつ、個々の支出と政務活動費の対応関係を特定することを求めている場合に及ぶ。これは、不正支出がなされたとしてもそれを自己負担分と観念し得るからである⁽²²⁾。これに対して、政務活動費等に適合する支出と不適合な支出を按分して返還額を求める規定を有する条例の下では、平成30年最判の射程外となる⁽²³⁾。こうした規定を有する条例の例として、宇賀補足意見は、目黒区政務活動費の交付に関する条例や東京都政務活動費の交付に関する条例を挙げる。

平成30年最判を踏まえると、本件条例のような規定の場合、架空支出や使途基準不適合の支出に対する問責をすることができない。宇賀補足意見は、これらの問責について条例による手当をすることにより、政務活動費の適法性確保をしようとしたものと理解できる⁽²⁴⁾。多数意見もまた、政務活動費の使途の透明性確保については、条例で定めることを前提としているように読める⁽²⁵⁾。

しかし、条例による対応では不十分であるとして、「政務活動費の趣旨」⁽²⁶⁾を重く

(22) 前掲注(3)・土井51頁。

(23) 前掲注(2)・池原99頁は、こうした条例の下では異なる結論となる可能性を示唆していた。

(24) 前掲注(3)・土井51頁も同趣旨。

(25) 前掲注(6)・米田100頁。

(26) 政務調査費の趣旨は、「議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基礎の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保」することである（参照、最一小判平17. 11. 10）。

みて、架空領収証の提出などの悪質性の強い支出については、返還義務が生じるとの見方も可能であろう⁽²⁷⁾。もっとも、このような見解に対しては、「実定条例の多様性を等閑視している」⁽²⁸⁾との批判が提起され得る。確かに、政務活動費について「条例で定め」とする現行の地方自治法の仕組みからはこのような批判には説得力があるが、「条例の定め」方次第で、政務活動費に係る不当利得返還訴訟の結果に差が生じ得ることを地方自治法が予定しているかは疑問である。

とはいえ、濫用的支出に対して不当利得という制度を用いることが適切かといえ、そうとも言えない。不当利得はあくまでも法律上原因のない利益を本人に返還するための制度であるが、本件のように適法な支出のみで支出超過の状態にある場合にはそもそも利益あるいは地方公共団体への損失を観念できない。もし仮に、濫用的支出を予防しようとするならば、政務活動費に係る住民訴訟は、不当利得という構成に拘る必要はないのかもしれない⁽²⁹⁾。

以上、政務活動費の不正使用や不適法な支出については、後払い制を定めるなどの条例による対応、個々の議員において法令遵守を徹底させることなどが望ましいが、今日まで提起されてきた政務活動費等に対する住民訴訟を考えれば、地方自治法の改正による立法的解決を図ることが望ましいと思われる。

(みやお りょうすけ 公益財団法人地方自治総合研究所研究員)

*本研究は公益財団法人大川情報通信基金21-21の助成を受けたものである。

キーワード：政務活動費／住民訴訟／不当利得返還請求

(27) 平成30年最判の原審（東京高判平29.7.10）はこのような立場を採った。

(28) 前掲注(14)・土井10頁。

(29) 現行法は、「損害賠償又は不当利得返還の請求をすること」（地方自治法242条の2第1項4号）という住民訴訟の請求内容となっているが、そこから離れる必要がある。例えば、独占禁止法などの課徴金制度のように、違反行為の抑止という観点から、不当利得相当額を超える額を徴収するという法的構成を考えることも可能かもしれない。